

平成 22 年 6 月 17 日

文教委員会

学校徴収金（私費会計）に関する請願 紹介議員 説明原稿

浜田浩樹

貴重なお時間をいただきまして感謝を申し上げます。ただいま議題となりました請願受理番号第 17 号、学校徴収金（私費会計）に関する請願につきまして、紹介議員としてご説明を申し上げます。

この請願につきましては、今、委員長からもございましたように、笹塚にお住まいの  
さんから提出をされたもので、紹介議員は、鈴木建邦議員、吉田佳代子議員、東敦子議員と私の 4 議員 であります。

請願の趣旨でございますが、学校徴収金に係る透明性の向上、保護者の負担の公平性の確保等、学校徴収金を取り巻く諸課題に迅速かつ適切に対応するため、学校徴収金については、地方自治法第 210 条に規定された総計予算主義の原則に則り、公会計により適切に処理していただきたいというものであります。

請願を紹介した理由といたしまして、請願文の請願理由の記載において、請願者の方は、笹塚中学校での決算報告や監査の不十分さ、文書や金銭の管理の点、給食費の値上げ、栄養基準などについて指摘をされていますが、これを一つの例に学校給食費をはじめとする学校徴収金についての事務処理、財務処理への不信感や未納問題などに対する負担の公平性への問題意識が区民一般にあるものと思います。

このため学校徴収金、とくに学校給食費については、公会計化することで、こうした課題を少しでも解決していくことが望ましいと考えるものです。

学校給食費を公会計化する場合、一般会計または特別会計で、「諸収入」として保護者等からの給食費を区の会計に組み入れ、そこから食材費を支出する方法が考えられます。

同様の問題への他自治体の取り組みとして、例として、群馬県では、県教育委員会が主導して、県内の市町村の給食費の公会計化に取り組んでいます。また、福岡市でも、21 年 9 月から公会計化が実施されています。

こうした自治体では、小・中学校などの給食費を一体的に管理することで、適正な学校給食費会計の運営と、事務の透明性の向上を図っています。また、収納・滞納整理事務についても教育委員会で一括して行い、収納率の向上に努めています。

学校給食費の公会計化は地方自治法の趣旨にも適合し、厳格な運営を求める区民、保護者や関係者のニーズにもかなうものと思います。

何とぞ趣旨を御理解をいただきまして、各委員の御賛同をお願いを申し上げまして、説明といたします。

以上でございます。